

平成23年10月19日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成23年（行コ）第4号 政務調査費返還請求控訴事件

（原審・金沢地方裁判所平成20年（行ウ）第4号）

口頭弁論終結日 平成23年8月1日

判 決

金沢市

控 訴 人

金沢市広坂1丁目1番1号

被 控 訴 人

金 沢 市 長

山 野 之 義

同訴訟代理人弁護士

西

徹 夫

同

向 峠

仁 志

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 当事者の求めた裁判

1 控訴人

(1) 原判決を取り消す。

(2) 被控訴人は、かなざわ議員会に対し、1312万1048円及びこれに対する平成19年4月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を金沢市へ支払うよう請求せよ。

2 被控訴人

主文同旨。

第2 事案の概要

- 1 本件は、金沢市の住民である控訴人が、金沢市の執行機関である被控訴人に対し、金沢市から金沢市議会内で結成された会派であるかなざわ議員会に対し

て平成18年度に交付された政務調査費のうち、人件費として支出された54万6千5670円及び事務所費として支出された76万5千5378円は、条例で定められた使途基準に反する違法な支出であるから、被控訴人はかなざわ議員会に対し不当利得としてその返還請求をすべきであるのに、これを怠っているとして、地方自治法242条の2第1項4号に基づき、かなざわ議員会に対して上記合計額131万2千1048円及びこれに対する平成19年4月1日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を請求するよう求めた住民訴訟である。

原審は、控訴人の請求を棄却したため、控訴人が本件控訴を提起した。

- 2 そのほかの事案の概要は、原判決の「事実及び理由」欄の第2の2ないし4に記載のとおりであるから、これを引用する（ただし、原判決6頁5行目「平成15年度事務所費分」を「本件訴えのうち、本件差額の返還を請求するよう求める部分」と改める。）。

第3 当裁判所の判断

- 1 当裁判所も、控訴人の請求を棄却すべきものと判断する。その理由は、次のとおり原判決を補正するほかは、原判決の「事実及び理由」欄の第3に記載のとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決21頁11行目末尾に行を改めて次のとおり加える。

「エ 平成18年度に事務所費を計上したのは15名の議員（調査会）のうち14名であり、その内訳をみると、大別して事務所借上料、水光熱費、通信費、備品、事務用品費等となっている。

このうち事務所借上料は、室料のみの場合と、光熱費・通信費や駐車場等の諸費用込みの場合とがあるが、1か月当たり平均額は、最高でも7万9000円余である。8名（上田、的場、安達、渡辺、苗代、森、干場、栗森各議員）は政務調査活動専用事務所を設け、後援会や私的な用のためには自宅や別途事務所を設けており、計上された借上料は政務

調査活動のために使用する事務所の借上料の全額である。1名（関戸議員）は後援会事務所の一部を仕切りなどで区切って月額2万円で借り受け、その費用を計上している。また、1名（北議員）は政務調査活動の事務所と後援会事務所を兼ねた事務所を借り受け、うち2分の1を計上している。

水光熱費は、事務所の維持管理に係る水道、ガス、電気、灯油代であり、2名（干場議員、新村議員）は政務調査活動専用事務所の維持管理に係るものであり（新村議員は特に費用がかさんだ月のみ計上している。）、1名（井沢議員）は自宅の分であるが私的活動・政務調査活動・その他の政治活動に使用されていることを勘案して3分の1を計上し、1名（北議員）は政務調査活動の事務所と後援会事務所を兼ねた事務所の光熱費の2分の1を計上している。

通信費は、電話代、インターネット接続料などであり、2名（井沢議員、北議員）は自宅又は兼務事務所の活動状況に合わせて3分の1又は2分の1を計上し、4名（干場、新村、清水、栗森各議員）は専用事務所に係る通信費を計上している。

備品は、パソコン、パソコン周辺機器、パソコンソフトなどの購入費やその修理費等であり、事務用品費等は、文房具、コピー代、封筒、電池等の消耗品購入費用等である。これらの使用状況については、専用事務所に備え付けられている場合、あるいは、兼務事務所に備え付けられているがもっぱら政務調査活動に利用される場合などが考えられるところ、政務調査活動にどの程度使用されているかについては各議員の判断にゆだねられているといわざるを得ないが、2分の1のみを計上している者もいる。

（乙1の1ないし15、乙8ないし20、原審証人井沢）

オ 人件費は11名の議員（調査会）が計上しており、うち1名（井沢議

員)は、政務調査活動に関する補助事務のため雇い入れた2名分の人件費を計上している。そのほか5名(的場、安達、渡辺、森、栗森各議員)は政務調査活動専用事務所を設けていることからみて、当該事務所における事務の補助をする者1名又は2名分の雇用に係る費用とみて差し支えないものといえる。3名(田中、苗代、干場各議員)は政務調査活動に係る事務とその他の事務とを兼務する者の雇用に係る費用として2分の1又は3分の1を計上している。2名(清水、北各議員)は臨時に雇い入れた者の雇用に係る費用である。

(乙1の1ないし15, 乙8ないし20, 原審証人井沢)」

- (2) 原判決21頁12行目「エ」を「カ」と改める。
- (3) 原判決22頁11行目「認定したところによれば、」の次に「各議員(調査会)が支出した人件費及び事務所費について、政務調査活動を補助する職員を雇用する経費又は政務調査活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費に当たらないと認められ又は推認されるものは見だし難い。そして、」を加える。
- (4) 原判決23頁10行目「ことが認められるのであって」から14行目末尾までを「など、政務調査活動のために必要な事務所の設置形態やその補助のために職員を雇用するか否か、またその期間や時期などそれぞれの議員ごとに状況は同一ではないことが認められ、また、すべての議員が政務調査活動に必要な人件費や事務所費の全部を政務調査費から支出しているとは限らないこともうかがわれる。そもそも政務調査活動の内容、態様自体が広範で多種多様なものであり、他の政治活動と厳密に切り離して区別することが困難な場合もあり得ることからすると、各議員ごとに支出する人件費や事務所費に違いが生ずることは当然であり、個別の支出について著しく不当なものと認められるのであれば各別、そうでない限りは、議員ごとの金額の差が大きいとしても、直ちにそれは違法であることを裏付けるものとはいえない。」

と改める。

(5) 原判決 2 3 頁 2 5 行目末尾に行を改めて次のとおり加える。

「エ 控訴人は、政務調査費の各議員への配分が事前になされているとか、具体的な政務調査活動の前に支出伝票を経理責任者に提出していないなどと主張するが、本件において、各議員（調査会）が支出した政務調査費（人件費、事務所費）と金沢市から交付された政務調査費とに齟齬があると認めるべき証拠はないことなどからすれば、各議員が支出する前に既に配分がされていたとは認め難いし、具体的な政務調査費の支出後でなければ金額が確定しないものが多いと考えられることに照らして、政務調査活動の前に支出伝票を提出しないことが違法性を裏付ける根拠になるとは認め難い。そして、政務調査費支出伝票を会派の経理責任者に提出し、会派の会長が支出を承認したという手順を踏んでいないこと自体は不相当であるとしても、前記認定のとおりかなざわ議員会の議員総会で調査活動結果を報告するなどして、会派としての活動を議員同士が互いに確認しているということが出来るから、所属議員による調査研究活動を会派等の行う調査研究活動と認めることに支障はないというべきである。」

2 結論

以上の次第で、原判決は相当であり、本件控訴は理由がないから、これを棄却することとし、主文のとおり判決する。

名古屋高等裁判所金沢支部第 1 部

裁判長裁判官

山

本

博

裁判官

佐

野

信

裁判官

浅

岡

千 香 子

これは正本である。

平成23年10月19日

名古屋高等裁判所金沢支部第1部

裁判所書記官 谷 口

彰

